

法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:近藤 達也)
目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。)2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GMP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)3 安全対策業務(① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。)
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://www.pmda.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo11.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—		—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	A	A	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 健康被害救済給付業務	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×7 B×2	A×8 B×1	A×7 B×2	A×7	S×1 A×6	S×1 A×6	
3.財務内容の改善							
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2) セキュリティの確保							

2. 府省評価委員会による23年度評価結果(H24.8.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としてPMDAの設立目的に資するものであり、評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の支給・不支給決定件数は、1,103件であり、平成23年3月開催予定の副作用・感染等被害判定部会が東日本大震災により中止されたものの、このうち8ヶ月以内に決定した件数は809件であり、達成率は73.3%であった。また、6ヶ月以内に決定した件数は534件であり、対前年度(434件)比23.0%増であった(参考:達成率:平成22年度42.5%、平成23年度48.4%)。 平成23年12月2日に「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催し、平成22年度調査研究事業の実績を取りまとめ、平成24年2月に調査報告書を作成し、救済業 	<ul style="list-style-type: none"> 診断書記要領の拡充、外部専門委員による専門家協議、システムの強化・改修等の取組を引き続き実施した結果、事務処理期間8ヶ月以内の処理の割合を70%以上という平成23年度計画の数値目標に対し、実績は73.3%であった。また、6ヶ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度434件から今年度534件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。 健康被害救済制度受給者及びその家族に対する「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施するとともに、「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等

		務委員会委員他関係者に送付した。また、QOL向上策等の検討に資するよう、平成24年度の調査票を見直した。 など	のための調査研究事業」や「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究事業」において、前年度の調査結果の取りまとめなどを行い、QOL向上策等の検討に資するよう、調査票の見直しを行ったことを評価する。
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 優先品目における平成23年度の承認品目の総審査期間(中央値)は6.5ヶ月、行政側期間(中央値)は4.2ヶ月、申請者側期間(中央値)は2.0ヶ月であり、いずれの目標も達成した。なお、平成23年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は、38%となっており、平成22年度の18%より増加した。 通常品目の平成23年度における総審査期間(中央値)については、平成22年度の14.7ヶ月と比較して11.5ヶ月に短縮された。行政側期間(中央値)については、平成22年度の7.6ヶ月と比較して、平成23年度は6.3ヶ月と1.3ヶ月短縮しており、また、申請者側期間(中央値)についても、平成22年度の6.4ヶ月と比較して平成23年度は5.1ヶ月と1.3ヶ月短縮している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査期間について、新医薬品の優先品目は総審査期間の目標9ヶ月に対して実績6.5ヶ月、通常品目は総審査期間の目標12ヶ月に対して実績11.5ヶ月、後発医療用医薬品は行政側期間の目標10ヶ月に対して実績6.5ヶ月、一般用医薬品は行政側期間の目標8ヶ月に対して実績3.4ヶ月、医薬部外品は行政側期間の目標5.5ヶ月に対して実績5.0ヶ月といずれも目標を大きく上回っていることを高く評価する。 新医薬品審査の承認件数について、優先品目は50件、通常品目で80件であり、承認件数全体として増加していることも高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 医療機器の承認審査業務については、中期計画において、デバイス・ラグを解消するため、平成21年度から申請者側期間を含む総審査期間を順次短縮していくとの目標が掲げられている。平成21年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「目標未達成の場合における要因分析と改善方策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、改良医療機器(臨床あり品目)の審査期間のうち申請者側期間については、平成23年度計画の6か月に対して実績7.2か月、同様に後発医療機器の審査期間のうち申請者側期間については、23年度計画の1か月に対して実績2.3か月と計画を下回っているにもかかわらず、業務実績報告書において目標未達成要因の分析や改善方策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間及び行政側期間それぞれの目標達成状況を確認し、実績が計画を下回った場合には、その要因分析及び改善方策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:山西 弘一)
目的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nibio.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 全体的事項	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	
(2) 基盤的技術研究	S×2 A×2	S×3 A×1	S×4	A×4	S×2 A×1	S×2 A×1	
(3) 生物資源研究	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	
(4) 研究開発振興	A×4	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×2 B×1	A×3	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	A	B	A	B	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項							
(2) セキュリティの確保	A	B	B	B	A	A	
(3) 施設及び設備							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては、当該研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な事業の展開(社会的ニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた戦略的事業展開)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「ヒトiPS細胞を用いた新規invitro毒性評価系の構築」では、これまで京都大学をはじめ多くの研究機関・企業と連携しながら、ヒトiPS細胞の創薬応用研究を推進してきた。平成23年度においては、ヒトiPS細胞の分化のなかでも創薬応用に最も重要とされている肝臓細胞への分化誘導に成功し、実用化に向けてバイオベンチャーである株式会社リプロセルと共同開発を行い、世界初のヒトiPS細胞由来の肝臓細胞として出荷されることが決定した。 研究成果の外部評価を行うため、基盤的研究等外部評価委員会に設置された基盤的研究分科会及び生物資源研究分科会(いずれも外部有識者で構成)をそれぞれ平成23年6月と5月に開催し、基盤的研究分科会においては創薬基盤研究部の各研究プロジェクト、生物資源研究分科会においては難病・疾患資源研究部の各研究室、薬用植 	<ul style="list-style-type: none"> スーパー特区研究「ヒトiPS細胞を用いた新規invitro毒性評価系の構築」について、ヒトiPS細胞の分化のなかでも創薬応用に最も重要とされている肝臓細胞への分化誘導に成功し、世界初のヒトiPS細胞由来の肝臓細胞として出荷されることが決定したこと、産学官共同研究により、世界で初めて「薬用植物(甘草)の人工水耕栽培システムの開発」に成功したこと、アジュバント開発プロジェクト、トキシコゲノミクス・インフォマティクスプロジェクトの研究成果等が極めて高い水準にあることなど、優れた成果を得ており大いに評価できる。 また、外部評価等で相対的に評価が高かったプロジェクトへの研究資金の追加交付を実施していることや、免疫応答制御プロジェクトの組織体制の見直しが行われているなど、組織の再編などが柔軟に行われていると認められる。

		<p>物資源研究センター、霊長類医科学研究センターにおける平成22年度の研究成果や業務実績等について外部評価を行った。評価点数に基づき相対的に評価の高いプロジェクトに対して研究資金の追加交付を行うこととしている。</p> <p>など</p>	<p>さらに、成果の公表、普及についても講演会やシンポジウム、一般公開等を通じて十分な成果を達成しており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。</p> <p>など</p>
<p>基盤的技術研究(次世代ワクチンの研究開発)</p>	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 世界で唯一のインフルエンザライブラリー由来の種ワクチン株からMDCK細胞によってウイルスを増殖させ、それをホルマリン固定させることで不活化全粒子ワクチンを試作し、同ワクチンの経鼻接種が実際に種ワクチン株と同じ血清型であるが変異が生じているウイルス株に対して交叉防御効果を示すか否かを検討した。平成23年度は、インフルエンザライブラリーに存在するH5N1型の低病原性トリインフルエンザウイルス由来の種ウイルス株を用いて不活化全粒子ワクチンを作製し、経鼻接種を行ったところ、ヒトに感染、発症した2種類のH5N1型鳥インフルエンザウイルス感染に対する交叉防御効果を誘導することを明らかにした。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等への対応として、全144種類のA型インフルエンザライブラリーに存在するH5N1型の低病原性トリインフルエンザウイルス由来の種ウイルス株を用いて不活化全粒子ワクチンを作製することにより本ワクチンが新たなパンデミックに即応し得ることが強く示唆されるなど、顕著な実績を挙げていると認められる。また、アラムアジュバントの作用機序の一端を解明するとともに、マリアワクチンの新規核酸アジュバント候補としてTLR9のリガンドであるヒト型CpG-ODNを開発し、GMP製剤の作成に成功、全ての非臨床試験及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構治験開始前相談を完了させ、また、新規アジュバント開発研究に関する産学官による研究の推進に関して顕著な実績を挙げている、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。 <p>など</p>
<p>生物資源研究(薬用植物)</p>	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 世界に先駆けて開発に成功した甘草(「第2のレアアース」と言われ、現在海外からの輸入に100%依存)の人工水耕栽培システムが内閣府の第9回産学官連携功労者表彰厚生労働大臣賞を受賞した。薬用植物ファクトリー研究として、ウラルカンゾウ、ホソバオケラ、オケラ及びセリバオウレンの開鎖型栽培施設での養液栽培を行った。ウラルカンゾウについては、約1年間の栽培で、日本薬局方規格値グリチルリチン酸2.5%以上を示す優良クローン4系統の効率的増殖に成功し、特許の国内優先権主張出願を行った。ホソバオケラ及びオケラについては、組織培養による増殖効率が高く、養液栽培での根茎収量が多いクローンを選抜した。セリバオウレンについては、養液栽培により生薬評価試験用の試料の生産を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国唯一の薬用植物等の総合研究センターとして、薬用植物の収集、保存、維持、供給、品質管理が適切に行われていること、植物目録の刊行、種子交換目録の刊行のほか薬用植物の総合情報データベース構築のための基盤整備を進めていることなど、大いに評価できる。 また、ウラルカンゾウに関しては、産学官の連携の下で世界に先駆けて開発に成功した人工水耕栽培システムが内閣府の第9回産学官連携功労者表彰厚生労働大臣賞を受賞するなど顕著な成果を挙げている、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 戦略的な事業の展開については、研究成果の水準が著しく高いこと、論文発表数が中期計画を大きく上回っていること、特許出願数が中期計画の半分以上を既に達成していることなどの実績や研究成果等の内容を高く評価し、S評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。一方で、評価項目の一つである研究成果の普及及びその促進における業務実績をみると、①講演会、シンポジウム等の来場者数については6会場のうち、5会場において前年度実績を下回っている上、経年的に参加者数が減少しているものがある(霊長類医科学研究フォーラム、スーパー特区フォーラムin大阪フォーラム)、②研究所の一般公開における来場者数及び研究所への視察受入者数がいずれも前年度実績を下回っている、③薬用植物資源研究センターにおける講習会の参加者数は、前年度実績を下回っている上、経年的に減少傾向にあるといった状況がみられる。これらの実績については、現行中期計画及び平成23年度計画に定める開催回数目標値(講演会等:年複数回、一般公開:年1回以上、講習会:年1回以上)は満たしているものの、参加者数については、23年度実績が必ずしも高いものとはいえず、この点について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、講演会等の参加者数にも着目し、前年度実績を下回っているものや経年的に減少傾向にあるものがみられる場合は、その原因分析やその後の改善を促すような評価を行うべきである。
- 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、現行中期計画において、「関連企業に助成金申請の手引きを配布し、年1回説明会を開催すること」を数値目標として掲げているが、他の目標及び計画の内容は定性的なものとなっており、どの程度目標を達成しているかが明らかではない。企業に対して助成金を交付するという事業内容を考慮すると、事業の成果を定量的に把握することが可能な指標を設定した上で評価を行うことが必要と考えられる。

今後の評価に当たっては、あらかじめ客観的な指標(数値目標)を設定させた上で、事業の成果をより厳格に評価すべきである。
- 貴委員会の評価結果をみると、繰越欠損金(承継勘定約256億円、研究振興勘定約65億円)の解消計画が策定され、その解消に向けた取組が進められていると記載されているが、毎年度の納付額(実用化研究支援事業)や貸付金の回収額・件数(承継事業)の状況についての説明がみられず、解消計画の進捗状況が分かりにくいものとなっている。

今後の評価に当たっては、業務実績報告書等において納付額や貸付金の回収等に関する経年の進捗状況を明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:水島 藤一郎)
目的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「国民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。)の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin11.html
中期目標期間	8年6か月間(平成17年10月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1. 効果的な業務運営体制の確立						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	A	S	S	S	
(2) 業務管理の充実	S	A	S	S	S	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	S	A	S	S	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	S	S	S	S	A	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	S	S	S	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	A	A	A	S	S	
(3) 買受需要の把握及び開拓	A	S	S	S	A	
(4) 情報の提供	A	A	A	S	A	
3. 財務内容の改善	S	S	S	S	A	
4. その他業務運営						
(1) 人事に関する計画	A	A	A	S	S	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応						
(6) 終身利用老人ホームの譲渡			S	S		

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.21)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 年金福祉施設等(社会保険病院等を除く)の譲渡が平成22年9月末までに完了し、当初の目標期間内に達成したこと、また平成22年10月に解散予定であったものが、平成22年8月の法改正により、存続期限が2年間延長され、さらに平成23年6月の法改正により、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて、施設整理機構の業務内容が大きく変化する中で、迅速かつ効率的に業務運営方法の見直しと組織・人員体制の変更を行うなど、新機構への改組に向けて機動的かつ適切な取組みを行ったことは、独立行政法人の特性を踏まえ柔軟に対応したものであり、大いに評価できる。
- なお、業務経費については、各種の節減を図り、必要最小限の経費の執行に努めるとともに、効率的な執行を徹底した結果、予算に対して2,360百万円(病院の機能維持整備の工事費用の支出が翌年度以降にずれ込んだ額を除く)の削減が図られており、一般管理費(人件費を除く)は平成17年度比で52%の節減が図られたことは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度末の常勤役員数は34名(平成17年度比5.6%減)であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が地域医療機能推進機構(以下「新機構」という。)へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等の譲渡指示に備え業務の外部委託を効率的に進めるとともに、地域医療機能推進機構への改組に向けて業務内容が変化する中で、実態に即した組織・人員体制の見直し等、速やかな対応が行われていることは大いに評価できる。

		への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤従業員数は25名となった。 など	
年金福祉施設等の譲渡又は廃止	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年12月21日付けで厚生労働省より徳島県への譲渡を指示された健康保険鳴門病院等について、所在地方公共団体である同県から意見を求めた上で譲渡条件等を設定し、平成24年3月28日付けで売買契約を締結した。(契約金額:1,338百万円) 平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡を指示された川崎社会保険病院等について、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市から意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地元有識者で構成される川崎社会保険病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の意見を徴した上で譲渡条件を設定するなど、一般競争入札を実施する準備が完了した。 社会保険小倉記念病院については、予定通り平成24年3月31日付けで、経営委託先である平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金(4,482百万円)を7月末までに受領予定。 健康保険鳴門病院等については、当機構から譲渡先である徳島県に対し、職員の雇用を依頼しており、徳島県からは原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があった。 川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県の要望として整理し、全入札参加検討者に対し、同要望への対応方針を求めることにより、雇用への配慮を求めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省から譲渡指示を受けた健康保険鳴門病院等及び川崎社会保険病院等については、譲渡後も引き続き地域医療に貢献できるよう、地元自治体の意向に配慮しつつ、地域医療に貢献できる譲渡条件を設定したことは、大いに評価できる。 また、病院職員の雇用の継続を図ったことは、高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 社会保険病院等の譲渡については、貴委員会の評価結果をみると、引き続き地域医療に貢献することのできる譲渡条件の設定や職員の雇用の継続を図ったことなどを踏まえ、S評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。しかしながら、これらの業務実績は年度計画に従って行われたものにすぎず、中期計画を大きく上回ったとする根拠が明確にされていないことから、何をもちてS評定としたのか不明である。
今後の評価に当たっては、評価を行う指標や評定の根拠等を明らかにした上で評価を行うべきである。

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:三谷 隆博)
目的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.gpif.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期 目標期間	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評価を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A	A			
(3) 業務管理の充実	A	A	A	A			
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A	A			
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	A	S	A	
2.業務の質の向上							
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2	A×2			
(2) 情報公開の徹底	A	A	A	A			
2.業務の質の向上							
(1) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等					A	A	
(2) 調査・分析の充実等					A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×3 B×1	A×4	A×4			
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2	A×2			
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3			
(4) その他	A×1 B×1	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1			
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 管理・運用の基本的な方針、運用の目標					A	A	
(2) リスク管理					A	A	
(3) 運用手法、財投債の管理・運用					A	A	
(4) 透明性の向上					A	A	
(5) 基本ポートフォリオ					B	A	
(6) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮					A	A	
(7) 年金給付のための流動性の確保					A	S	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.21)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 年金積立金の運用については、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、外国債券についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券、国内株式及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。また、市場の価格形成等に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保できたことは評価する。今後も、市場動向も踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを期待したい。
- また、管理運用法人の管理運営体制については、内部統制の一層の強化に向けた対策が行われており、業務運営が適切に行われていると評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年7月20日に、年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化のために企画部に資金業務課を新設し、また、キャッシュ・アウトに必要な市場動向分析のための調査室の体制強化(増員)を行ったところであり、平成23年度においては、この体制の下で適切に業務運営を進めた。 平成23年度においては、平成22年度下期実績評価(10～3月)を4～5月に実施し、その結果を6月期の賞与に、平成23年度上期実績評価(4～9月)を10～11月に実施し、その結果を12月期の賞与に反映させた。 また、能力評価(1～12月)については、平成24年1～2月に実施し、3月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成24年4月の昇給等へ反映させた。その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。 なお、人事評価の適正な運用を図る観点から評価者を対象とした研修を行い、評価における目線合わせ及び評価の偏りの回避について徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織編成及び人員配置の見直しについては、平成22年度に実施された資金業務課の新設、調査室の体制強化、管理部門の縮小といった体制の下で業務運営を進めた。 また、職員の専門性向上のための取組については、証券アナリスト資格取得の支援措置等が実施されており、着実に成果をあげている。さらに、人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や、能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇給への反映など、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っている。
リスク管理	4(2)	<ul style="list-style-type: none"> 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 リバランスについては、乖離許容幅内にある場合においても、定期的にリバランスについて検討を行うとともに、市場が大きく変動した場合等においてもリバランスを検討することとし、下表のとおりリバランスを実施した。なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足下の市場動向等の分析を実施した。 この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金積立金のリスク管理については、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握や、資産全体や各資産に対するリスク状況の確認、対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析などを行っている。 運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示した上で、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況、投資行動、運用状況を月次で求めた報告により把握するなどの取組を引き続き行っている。 管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況の確認を行っている。
年金給付のための流動性の確保	4(7)	<ul style="list-style-type: none"> 今後財投債の残高が減少していく中で、キャッシュ・アウトに対応するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを設置した。キャッシュ・アウト等対応ファンドは、満期まで債券を保有するものであり、その償還金及び利金を活用することによって、市場へ影響を与えることなく、流動性を確保することができた。 キャッシュ・アウトについては、財投債の満期償還金・利金等を有効に活用した上で、それでもなお不足する分は、市場で運用する資産の売却を行った。資産の売却にあたっては、市場に悪影響を与えることのないよう売却のタイミングや回収金額の分散などの工夫を行った。 短期借入に備えて借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を整備した。ただし、平成23年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付に必要な流動性の確保については、平成23年度においては、今後、財投債の残高が減少していく中で、キャッシュ・アウトに対応するため、満期まで債券を保有しその償還金及び利金を活用することで市場へ影響を与えることなく流動性を確保するキャッシュ・アウト等対応ファンドを設置し、その償還金及び利金を活用することで、市場に影響を与えることなく資金の確保ができたことから中期計画を大幅に上回っていると判断し、S評価とした。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「調査・分析の充実」に関する評価項目においては、基本ポートフォリオ等の運用戦略の策定や検証、リスク管理手法の改善を図ること等を目的とした調査研究について、取組結果のみをもって評価を行っているが、調査研究の結果どのような成果があり、法人業務にどのように活用されたのかの分析が行われていない。今後の評価に当たっては、調査研究による成果やそれが法人業務にどのように活用されたのかを分析した上で、厳格に評価すべきである。

法人名	独立行政法人国立がん研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:嘉山 孝正)
目的	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4 3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 1～4に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncc.go.jp/jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
＜総合評価＞	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
＜項目別評価＞			
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	S×2 A×1	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2.業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画			
4.短期借入金の限度額	A	A	
5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画			
6.剰余金の使途			
7.その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	A	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> • 昨年度に引き続き職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持していることは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。 • 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • センターが支援した臨床試験が『科学的根拠に基づく乳癌診療ガイドライン2.疫学・診断編2011年度版』をはじめとした15件に採用され、平成23年度計画目標を達成し、中期計画目標(5件以上)を大幅に上回った。・センターが、直接的または間接的に実施した臨床研究実施機関の訪問監査は11機関であり、平成23年度計画目標(11機関以上)を達成し、中期計画の達成に向けて着実に進展している。 • 共同研究件数は対前年度約15%増、治験実施件数は同22%増、国際共同治験実施数は同34%増となり、いずれも平成23年度計画目標(対21年度2%以上)を大きく上回るとともに、中期計画目標(21年度比5%以 	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省の早期・探索的臨床試験拠点整備事業の全国5拠点の1つとしてPhase Iセンターが設置され、基礎研究の実用化が進めやすくなったと考えられ、今後の一層の発展が期待される。また、臨床試験の診療ガイドラインへの採用件数の大幅な増加(1件→15件)、基礎研究部門と臨床研究部門の共同研究件数が対前年度約15%増、及び国際共同治験実施数が対前年度同約34%増など目標を大きく上回り年度計画を達成したことは高く評価する。

		<p>上)をも大きく上回った。・基礎研究部門と臨床研究部門との共同研究の実績は209件であり、平成23年度計画目標(30件以上)を大きく上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手術検体の新規保存件数は1,457件であり、平成23年度計画目標(1,000件以上)を大きく上回った。 <p style="text-align: right;">など</p>	
研究・開発に関する事項(担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 肝臓がんの全ゲノム解読から、肝炎ウイルス関連肝がんの特徴的な変異パターンを発見し、治療分子を含む新規がん関連遺伝子を複数同定した。 中央病院肺腺がん1,500例を対象とした100万多型に関する全ゲノム関連解析を施行し、肺腺がんの易罹患性に関わる候補遺伝子座を複数同定した。 民間企業と共同で、体液中のマイクロRNAを診断する画期的なシステムを開発(プレスリリース)し、キット化にも成功した。 がん間質ターゲット療法 Cancer Stromal Targeting(CAST)Therapy & diagnosisを提唱した。 ADOC活性をもつM-CSFR抗体が急性骨髄性白血病の発症を抑制する事をマウスモデルにより示した。 民間企業との共同研究でTNIKキナーゼに対する阻害化合物を最適化し、TNIKキナーゼの酵素活性と大腸がん細胞の増殖を抑制する化合物を同定した。 肺がんのEGFR遺伝子変異やその他の遺伝子変異と発癌の関係を明らかにする目的で、30例の肺がん及び非癌組織からDNA・RNAを抽出して全エクソン・全RNA解析を行い、既知ドライバー変異と相互排他的に生じている遺伝子変異を同定した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最も重要ながんの原因、発生・進展メカニズムの解明のための研究が精力的に行われており、たとえば肝炎ウイルス関連肝がんの特徴的な変異パターンを発見したことや、肺腺がん1,500例を対象としたゲノム解析で候補遺伝子座を複数同定するなど、着実に成果が出てきており、がんの原因、発生・進展メカニズム解明、高度先駆的医療の開発や有効ながん予防・検診法の開発など、大いに評価できる。
人材育成に関する事項	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> レジデント採用に当たっては、がん診療一般に関するペーパーテストおよび面接を行い、客観的評価も行いつつ、意欲ある人材確保に努めた。 がん研究特別研究員制度を創設し、がんの研究に必要な高度先進的知識と技術を有する若手研究者を、研究事業推進の一環として研究に参画させることによって、将来の我が国の当該研究の中核となる人材育成を開始した。 指導的な立場にある薬剤師を対象とした研修を新たに開始するなど、がん診療連携拠点病院等の医師、看護師、薬剤師、がん化学療法チーム、緩和ケアチーム、診療放射線技師、臨床検査技師、相談支援センター相談員、院内がん登録実務者、地域がん登録行政担当者・実務者を対象とした専門研修を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> がん研究特別研究員制度を創設し、がんの研究に必要な高度先進的知識と技術を持つ若手研究者を研究事業推進の一環として研究に参画させることによって、将来の我が国の当該研究の中核となる人材育成を開始した。センターのレジデント・職員を対象とした新たな連携大学院を2大学との間で平成24年度から開始する協定を締結した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
 - ① 基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究を年間30件以上行うことを数値目標としているが、6倍以上の実績を上げている。
 - ② 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を5%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で52.0%増加となっている。

今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:橋本 信夫)
目的	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前期3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncvc.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	S	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画			
4. 短期借入金の限度額	A	A	
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	A	A	
6. 剰余金の使途			
7. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	A	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 職員の質の確保と組織の活性化、業務効率化の推進、研究開発推進基盤整備、重症・超急性期医療体制の強化などの積極的な取組みが行われたが、運営費交付金の大幅な削減があり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。 今後は、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 医療クラスター棟を設置し、臨床研究の推進、ドライラボを駆使した産官学共同研究、模擬手術室・ICU等を用いた外部を含む医療従事者研修を推進する体制を整備し、設置後4カ月で7件の実践的研修(手術ロボット操作訓練・人工心肺シミュレーター組み立て、ステントのEVEを用いた体内誘導性の評価など)を行った。 また、TR(橋渡し研究)を推進するため、研究開発基盤センターに臨床研究部、先進医療・治験推進部を設置し、「臨床研究相談」(約30件)や生物統計家による「統計相談」(約50件)を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 23年度から開始された「早期・探索的臨床試験拠点整備事業」において全国5施設のうちの1つに選定され、唯一医療機器の開発を担うこととなった。このことを受けて脳動脈瘤治療用カバードステントや小型補助人工心臓などの開発を加速させるとともに、臨床応用に向けた円滑な体制を整備するため医療クラスター棟を開設し、大学や企業との連携強化を進めた結果、企業との共同研究の件数が22年度と比較してほぼ倍増する結果となったことは大いに評価する。

医療の提供に関する事項	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 23年度は16例の補助人工心臓装着を行なった。内9例は植込型を用い(1例は体外設置型からの移行例)4例は自宅での療養を開始させた。体外設置型装着の1例は、他施設からの補助循環装着後の紹介例であるが、自己心機能の回復を認め、離脱し退院した。 植込み型の補助人工心臓症例(EVAHART)の増加に伴い、補助人工心臓装着患者の受入れ病棟の拡大を行った。このように飛躍的な心不全患者のQOL向上を実現した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 23年度には、9例の心臓移植を実施。うち1例は小児の補助人工心臓装着例で、全国で2例目の小児ドナーからの提供であった。また、60歳以上のレシピエント2例(ともに体外設置型補助人工心臓長期補助例)の移植を実施、60歳以上の方のドナー心使用(2例)など難易度が高いとされる移植術を行った。以上の実績と取り組みについて高く評価する。
効率的な業務運営に関する事項、電子化の推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> センター全職員が利用する「NCVCネット」の再構築により情報基盤設備を進め、情報セキュリティの向上を図り、平成23年8月より「NCVCグループウェア」の運用を開始し、職員に対する通報等の文書の電子化を図り、紙媒体の運用を削減、費用削減を図った。 ICU・PICUについて、重症系システムを独自にカスタマイズして導入している。本システムでは、電子カルテシステムとの密連携を実現し、一般病棟においては電子カルテから行う処方、注射、処置オーダー等の入力、すべて重症系システムにて操作可能としている。一般的に、重症系病棟では、オーダーが頻繁に変更されるため電子化運用が困難とされているが、当センターのような超重症患者を多く抱える病院であっても、スムーズにシステム運用ができるようなシステムの構築ができた。 また、電子カルテシステムを導入したことにより、情報収集の迅速化と情報の共有化が大きく向上し、文書類や画像データの完全電子化により、紙媒体やフィルム等を大幅に削減することができ、コスト削減につながった。 電子カルテを運用するにあたり「独立行政法人国立循環器病研究センター電子カルテシステム運用管理規程」を施行した。 	<ul style="list-style-type: none"> 6つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札の実施等により材料費率を21年度に比べ16.4%削減するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。また一般管理費の節減については、10.8%減と年度計画を上回っていることを評価する。
その他業務運営に関する事項	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」に基づき職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援していくため「独立行政法人国立循環器病研究センター一般事業主行動計画」を策定し推進した。 女性の働きやすい環境を整備するため、平成23年9月に院内保育所を開設した。週1回の24時間保育、病児・病後児保育、一時預かりも実施している。 女性医師・研究者が持つスキルを最大限発揮できる環境とインセンティブを与えるため、業務の遂行に優れた手腕を発揮した女性医師2名・女性研究者1名を部長に登用し、従来男性が占める職というイメージを払拭した。 平成23年9月に産休明けで復帰した女性薬剤師を時間短縮勤務(1日4.5時間)とし現場に復帰させた。働きやすい環境作りのために、業務の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の働きやすい職場環境を目指して、看護業務については全病棟を2交代制とし、危険を伴う夜間の通勤回避や連続した休暇取得の促進を行っていることや、看護師、女性医師確保のため、これまで運営していなかった保育所の運営を開始し、一時預かりや週1回の24時間保育などニーズを探りながら改善を試みたことは評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
 - ① 循環器疾患の解明と医療推進に関する論文について、インパクトファクターが4.5以上の学術雑誌に年5件以上掲載されることを数値目標としているが、12倍以上の実績を上げている。
今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:樋口 輝彦)
目的	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。4 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。5 1～4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6 1～5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncnp.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	S	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項			
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2.業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	B	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画			
4.短期借入金の限度額	A	B	
5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画			
6.剰余金の使途			
7.その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	A	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われたが、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。 <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 専門疾病センターを主とした研究所と病院間の合同カンファレンス等による組織横断的な連携やTMCの支援体制の充実等により、活発な人材交流が推進された。 データマネジャー1名及び臨床研究支援の専門職3名(うち1名非常勤職。2名は独立行政法人医薬品医療機器総合機構との人事交流による専門職。)を配置し、データマネジャーによる医師主導試験のauditを実施するとともに、臨床研究支援専門職による研究計画の立案相談や研究デザインのコンサルテーションを病院及び研究所職員を対象に実施することで、臨床研究支援の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 多発性硬化症センターや筋疾患センターなど5つの専門疾病センターを設置し、合同カンファレンス等の開催による組織横断的な連携を図るとともに、TMCにおいて、データマネジャーや臨床研究支援の専門職等を常勤も含め配置するなどの支援体制の充実により、基礎研究分野と臨床研究分野の共同研究件数が対21年度25件から58件に倍増となったことは高く評価する。

<p>人材育成に関する事項</p>	<p>1(3)</p>	<p style="text-align: right;">など</p> <ul style="list-style-type: none"> • CBTに関する研修については、認知行動療法センターの設置(平成23年4月)、専任センター長の配置(同6月)に伴い、厚生労働省研修事業であるうつ病の認知療法・認知行動療法ワークショップ等(16回、受講者1,463人)を実施した。 • 精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を80回開催し、センター外の受講者数は、2,888人であった。 • TMCにおいて、若手を中心とした研究者、レジデント及びコメディカルスタッフ等が、個々の研究を定期的に発表し、相互討論することによって、研究の質の向上及び若手育成に資する場を設けることを目的としたカンファレンスを主催しており、平成23年度においては全8回実施した。また、研究所及び病院の各研究部又は各診療部においても、各施設を横断した様々な若手職員等を対象としたカンファレンスを実施し、若手職員の育成及び各施設間の交流を推進した <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • CBTに関する研修については、CBTセンターの設置、専任センター長の配置に伴い、厚生労働省研修事業であるうつ病の認知療法・認知行動療法ワークショップ等(16回、受講者1,463人)を実施するなど、平成23年度におけるモデル研修・講習の開催は80回、センター外の受講者数は、2,888人であったことは高く評価する。
-------------------	-------------	---	--

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 該当なし。 |
|---|

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:桐野 高明)
目的	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。4. 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6. 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。7. 前記1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncgm.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	S×1	S×1	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A×2	A×2	
2. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	B	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画			
4. 短期借入金の限度額	A	B	
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画			
6. 剰余金の使途			
7. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化	A	A	
(3) 人事に関する方針			
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 組織運営体制の一部見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、特に研究業績に大きな進歩がみられたが、運営費交付金の大幅な削減もあり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国府台病院に「臨床研究・治験センター」を設立し、国府台病院を中心に行う臨床研究や治験を支援する体制を整備した。そして患者背景を中心としたデータベースを作成し、平成24年3月末時点でのデータベース登録数は2,154症例に達した。また救急診療を行う中で、臨床研究におけるデータ登録をリアルタイムに行えるシステムに新しい機能を追加し改修した。さらに臨床研究にも応用可能性のあるメンタルヘルス診療支援システムを 	<ul style="list-style-type: none"> 臨床を志向した研究・開発の推進に向けて、橋渡し研究、データマネージメント等に取り組むため、戸山地区の臨床研究センター及び国府台地区における研究・開発体制を整備し、研究・開発を推進した。特に、シーズ発掘と臨床応用の推進に取り組むための知財管理を含む開発医療部の設置と国府台病院の臨床研究体制の充実強化を実施した点について高く評価する。

		開発した。 など	
医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供するという計画に対し、平成23年度は682例実施した。個々の実態に即した治療法の重要性が増したため、実施数も当初計画より大幅に増加した。 平成23年度においては、先進医療既存技術2件(内視鏡的大腸粘膜下剥離術、超音波骨折治療法)について実施。 さらに、先進医療既存技術2件(実物大臓器立体モデルによる手術支援、IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価)、先進医療新規技術3件(ハイスピードデジタル撮像による声帯振動の解析、HIV env V3領域のシークエンス解析によるマラビロク感受性検査、チトクロームP4502B6遺伝子型に基づくエファビレンツ投与量の調節)及び高度医療新規技術1件(不明熱のFDG-PET/CTによる熱源診断)の申請に向けて準備中。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態に即した医療を、年間150例以上提供するという計画に対し682例実施し計画を大幅に上回ったことは大いに評価する。また、先進医療について平成23年度においては、先進医療既存技術2件について実施。さらに、先進医療既存技術2件、先進医療新規技術3件及び高度医療新規技術1件の申請に向けて準備していることも評価する。
その他我が国の医療政策の推進等に関する事項(公衆衛生上の重大な危害への対応、国際貢献)	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生直後の災害派遣医療チームによる医療支援活動及び被災地支援の長期化を見越し、昨年度から調査団を派遣し、宮城県東松島市において避難所巡回診療を行った。医療チーム(コーディネーター1名、医師2名、看護師3名、薬剤師1名、事務1名)を継続的に現地に派遣し、同市の避難所(14-17ヵ所)を国立病院機構等の医療チームと協力して定期的に巡回診療を行った。また、国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム(5-6チーム)全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与した。 アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム強化を図るための専門家派遣については、年間目標である80件に対し、115件の実績となった。このうち24件は1年以上の長期派遣であり、地域別内訳はアジア(73件)、アフリカ(32件)、その他(10件)である。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与したことは高く評価する。 国際医療協力局のホームページを通じ、センターの国際保健への取組を広報するとともに国際保健医療に関する知識の普及を図っており高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
 - 国府台地区において、精神科救急病棟入院患者のうち重症身体合併症患者を5%以上受け入れることを数値目標としているが、実績が34.7%となっている。
今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:加藤 達夫)
目的	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの(以下「成育に係る疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前記3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncchd.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	S×1 A×2	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画			
4. 短期借入金の限度額			
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	A	A	
6. 剰余金の使途			
7. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	B	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> • 昨年度に引き続き職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持していることは評価する。 • 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的実施している。平成23年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は56回となり、平成21年度の52回を4回(7.7%)上回った。病院・研究所による新規共同研究を推進するため、共同研究企画推進対策部会を発足し検討を開始した。その結果として、平成23年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は26件であり、平成21年度の22件に比して4件 	<ul style="list-style-type: none"> • 臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせ、その結果、平成23年度の共同研究実施数(=共同研究契約締結数)は、平成21年度に比して18.8%増加させるとともに、平成22年度に共同研究申請書における成果の取り扱いに係る記述の見直しの検討を行った結果、平成23年度は研究者側の権利確保の観点から書類を見直す配慮が定着した。また、職務発明委員会における審査件数は平成21年度より11件多く、18件となったことは高く評価する。

		<p>(18.2%)増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた。その結果、平成23年度の共同研究実施数(=共同研究契約締結数)は、平成21年度に比して18.8%増加した。 <p>など</p>	
医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の臓器移植センターにおける小児への生体肝移植は36件、脳死肝移植は2件であった。生体及び脳死肝移植の臨床診療実績、研究活動及び、小腸移植、肝細胞移植に対する研究成果より得られた最新の考察・知見等は、英語論文19本、日本語論文12本、海外学会発表11回、国内学会発表36回、院内教育講演5回、海外学会教育講演2回、国内学会教育講演20回の発表を行った。小児肝移植症例数は世界一で、生存率90%(全国平均87%)は世界でもトップレベルである。 平成23年度については、手術指導・支援12回及びエジプトへ海外手術指導7回を実施し移植医療の標準化に努めた。 EBMに基づく成育医療を提供するとともに、各診療科ごとに標準化に向けた教育を行っており、それに関する講習会を各診療科毎にレジデントに向けて127回開催し普及に努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年間小児肝移植症例数は世界最多となる児38例を実施し、生存率90%と良好な成績であるとともに、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術も40例実施するなど高度先駆的な医療を提供している。最新の知見に基づく医療の普及に向けた講習会も127回開催したことは高く評価できる。
効率化による収支改善	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めることにより、全体として収支改善を推進した。 <p>結果として、経常収支は534百万円の黒字、経常収支率は102.6%となり、平成22年度に引き続き2期連続の黒字を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(退職手当を除く。)については、委託内容の見直しによる委託費の削減や消耗品費等の費用削減など、経費の縮減・見直しを継続し、平成21年度に比して22.7%(146百万円)節減を図った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。一般管理費の節減については、中期計画の目標として15%減のところ22.7%減と既に中期計画を上回っていることについても評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大島 伸一)
目的	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。2. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。3. 前記2に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。4. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6. 前記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncgg.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	A×2 B×1	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	A×2 B×1	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	B	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	B	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	S	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画			
4. 短期借入金の限度額			
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	B	A	
6. 剰余金の使途			
7. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	A	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、年度計画に掲げる経常収支率を大きく上回る成果であった。 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度までに探索した老化に伴う免疫機能の低下に関連する分子の遺伝子や蛋白質レベルで注目している機能について動物個体より調製した免疫系細胞を用いて解析した。また今年度はヘルパーT細胞の機能を抑制する因子を見出した。さらに、加齢に伴い発現が変化する遺伝子を66個見出した。個体における免疫応答の低下やその仕組みについては遺伝子改変動物の作出を手掛け、機能解析を進める基盤を確立した。高齢者の免疫機能の低下の克服を目指す臨床研究につなげる試みとしてプロ/プレバイオティクスを含めた栄養の介入について知識の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国独自に開発された基本チェックリストを用いて、国際的な虚弱指標(CHS基準)による虚弱高齢者を推定する方法を検討した。アルツハイマー病先制治療薬開発の進展、老化に関する長期縦断疫学研究の推進、認知症予防モデル確立など、様々な研究開発の進展がみられた点について高く評価する。

		<p>を行なった。その成果として学術論文、学会発表に加えて、大学等教育現場において積極的に発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は細胞の老化(増殖停止)と恒常性維持に関して、22年度に細胞の増殖に関連して発現が変化する遺伝子や蛋白質の働きについて、発現の変化、すなわち恒常性の破綻に注目して解析を行った。これまでに確認してきた細胞の老化に関わる仕組みと発癌の抑制機構との関連が恒常性維持に関わる遺伝子レベル、蛋白質レベルでの調節の破綻と関連する可能性が示唆した。 <p>また、組織幹細胞/前駆細胞の観点から動物個体を用いた解析からは加齢に伴う組織機能低下に関わる因子を同定しつつある。こうした成果は外国学術論文、国内外における学会発表に加えて、大学等教育現場において積極的に発信した。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)</p>	<p>1(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまでに約1000名のもの忘れセンターの新患者に対して測定を行い、うち200余名のデータ初期解析を実施し、握力計の有用性を明らかにした。すなわち、最大握力、最大握力からの低下率および反応時間については、80歳代で有意に低下し、最大握力到達時間は70歳代で低下していた。Barthel Indexにより評価したADL能力との比較では、点数が高いほど最大握力は有意に大きく、またADLを各動作の項目に分けた場合においても、握力と関連のある項目が明らかになった。 運動器疾患の転倒における「共通で重要なポイント」として「姿勢と転倒」という新たな概念を提唱し、歩行と転倒の動的観察に基づき足関節筋力と柔軟性、膝関節屈曲、脊椎後弯と転倒の関連を明らかにし、姿勢による転倒危険度を測定する「Dorsiflex meter」を開発した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> もの忘れセンター1000例の包括解析は評価できる。また運動器疾患の転倒における「共通で重要なポイント」として「姿勢と転倒」という新たな概念を提唱し、歩行と転倒の動的観察に基づき足関節筋力と柔軟性、膝関節屈曲、脊椎後弯と転倒の関連を明らかにし、姿勢による転倒危険度を測定する「Dorsiflex meter」を開発したことについても高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
 - 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を10%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で63.1%増加となっている。今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

